

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

### 1 施設の概要

(総括) 米子市地区体育館及び屋外体育施設等

ア 名称	(1) から(18)までの各施設個別表のとおり
イ 所在地	〃
ウ 構造	〃
エ 敷地面積	〃
オ 建築面積	〃
カ 開館日・開場日・開場時期	〃
キ 主な施設内容	〃
ク 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	<p>米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。</p>
ケ 施設の現状	<p>体育施設のうち体育館については、管理上の拠点でもある米子市淀江体育館のほか、9の地区体育館（管理業務の対象外である米子市東山体育館を除く）が設置されている。</p> <p>米子市淀江体育館は、各種競技の練習のほか、米子市スポーツ協会加盟団体等が主催する様々な大会が行われており、地区体育館では、公民館行事など地区の住民の利用を中心として利用されている。</p> <p>また、淀江運動公園には、米子市淀江体育館のほか、米子市営淀江球場、米子市営淀江庭球場、米子市淀江スポーツ広場が整備されている。</p> <p>そのほかには、米子市営武道館、米子市営日野川運動公園、米子市営河崎公園スポーツ広場及び米子市営大和公園運動広場が設置されている。</p> <p>(詳細は、(1)から(18)までの各施設個別表のとおり)</p>
コ 指定管理業務の方針	<p>クにおいて記載のとおり、体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる施設と機会を提供することを目的としている。</p> <p>しかし、体育施設はいずれも建設年度からかなりの年数が経過したものが多く、老朽化が目立っている。</p> <p>そのため、市の求める指定管理業務の方針として、施設の管理及び営繕を重視していくものとする。</p> <p>また、体育施設については、指定管理業務として自主事業を導入するとともに、利用料金制を採用することにより、一層のサービス向上と利用者の増加を図る方針であるが、現状では、平日の夕方以降及び休日の日中の時間帯での体育施設の稼働率が高く、一律に自主事業を導入すると一般の利用に支障の生ずるおそれがあるため、稼働率が比較的低い平日昼間の時間帯を中心に自主事業を実施し、これまで体育施設を利用していなかった人達を対象に新たな利用者層の掘り起こしが行われることを期待する。</p>

サ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(1)から(18)までの施設個別表のとおり
-----------------------------	-----------------------

(1) 米子市住吉体育館

ア 名称	米子市住吉体育館
イ 所在地	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 36 号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	2,417.5 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1271.35 m <sup>2</sup> (延べ 1,304.93 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	平成 31 年 3 月 30 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女)、多目的トイレ、更衣室(男・女)及び車椅子スロープ、授乳室【自転車置場】【駐車場】33 台(隣接する住吉公民館の駐車場と共同利用可能)【車椅子使用者駐車場】1 台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,685 件 (イ) 利用者数 28,043 人 (ウ) 使用料収入額 1,649,100 円 (エ) 自主事業 ジュニアコーディネーション ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(2) 米子市加茂体育館

ア 名称	米子市加茂体育館
イ 所在地	米子市河崎 3270 番地 2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て一部 2 階建て
エ 敷地面積	3,415.71 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,056.3 m <sup>2</sup> (延べ 1,264.7 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	昭和 55 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【附属庭球場】クレール:2 面、防球フェンス、ポール及び器具庫【駐車場】2 か所計 124 台【浄化槽】【外構フェ

ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。管理人は、附属庭球場及び隣接する米子市河崎公園スポーツ広場(夜間照明設備有り)の使用者の応接に関する事務も受け持っている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	<b>【体育館】</b> (ア) 使用許可件数 2,100 件 (イ) 利用者数 23,707 人 (ウ) 使用料収入額 1,295,230 円 <b>(【庭球場】</b> (ア) 使用許可件数 31 件 (イ) 利用者数 124 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(3) 米子市南部体育館

ア 名称	米子市南部体育館
イ 所在地	米子市榎原 1449 番地 4
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	3,661.84 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,073.8 m <sup>2</sup> (延べ 1,073.8 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	昭和 59 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	<b>【本館】</b> アリーナ 905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール: 2 面、テニス: 1 面、バスケットボール: 2 面、卓球台 12 台、バドミントン: 6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ <b>【自転車置場】</b> <b>【駐車場】</b> 58 台 <b>【多目的広場】</b> 臨時駐車場として 20~25 台駐車可能 <b>【外構フェンス】</b>
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,865 件 (イ) 利用者数 14,800 人 (ウ) 使用料収入額 1,336,910 円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(4) 米子市弓ヶ浜体育館

ア 名称	米子市弓ヶ浜体育館
イ 所在地	米子市夜見町 325 番地 10
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て

エ 敷地面積	3,849.86 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,073.8 m <sup>2</sup> (延べ1,073.8 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ【自転車置場】 【駐車場】63台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,989件 (イ) 利用者数 16,071人 (ウ) 使用料収入額 1,391,950円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(5) 米子市美保体育館

ア 名称	米子市美保体育館
イ 所在地	米子市大篠津町3657番地7
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	3,122.96 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,073.8 m <sup>2</sup> (延べ1,250.66 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	昭和61年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】【駐車場】70台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 1,775件 (イ) 利用者数 16,562人 (ウ) 使用料収入額 1,333,900円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(6) 米子市福米体育館

ア 名称	米子市福米体育館
イ 所在地	米子市西福原六丁目1番14号

ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建て
エ 敷地面積	2,896.54 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,073.8 m <sup>2</sup> (延べ1,250.66 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	昭和63年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】55台+20台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,117件 (イ) 利用者数 19,437人 (ウ) 使用料収入額 1,541,270円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(7) 米子市福生体育館

ア 名称	米子市福生体育館
イ 所在地	米子市上福原二丁目1番10号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建て
エ 敷地面積	4,656.04 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,073.8 m <sup>2</sup> (延べ1,250.66 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	平成2年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール:2面、テニス:1面、バスケットボール:2面、卓球台12台、バドミントン:6面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】55台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,341件 (イ) 利用者数 30,421人 (ウ) 使用料収入額 1,596,270円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(8) 米子市湊山体育館

ア 名称	米子市湊山体育館
イ 所在地	米子市大谷町 13 番地
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	4,645.86 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,066.36 m <sup>2</sup> (延べ 1,250.66 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	平成 3 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】69 台【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和 6 年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,278 件 (イ) 利用者数 21,971 人 (ウ) 使用料収入額 1,580,280 円 ※別添の「令和 6 年度指定管理対象施設運営状況」参照

(9) 米子市箕蚊屋体育館

ア 名称	米子市箕蚊屋体育館
イ 所在地	米子市下新印 1057 番地 2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	4,722.65 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	1,128.99 m <sup>2</sup> (延べ 1,250.66 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	平成 4 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m <sup>2</sup> (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ【自転車置場】【駐車場】105 台【屋外照明施設】【外構フェンス】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和 6 年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 2,048 件 (イ) 利用者数 25,510 人 (ウ) 使用料収入額 1,700,280 円 ※別添の「令和 6 年度指定管理対象施設運営状況」参照

## (10) 米子市営武道館

ア 名称	米子市営武道館
イ 所在地	米子市糺町一丁目 202 番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
エ 敷地面積	1,366.82 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	448.80 m <sup>2</sup> (延べ 1,498.8 m <sup>2</sup> )
カ 開館日	平成 12 年 10 月 1 日 (昭和 49 年 10 月 30 日完成)
キ 主な施設内容	<p>【3階】柔道場 1 面 342 m<sup>2</sup> (17.1m×20m) 170 畳敷、上壇、倉庫、講師控室、更衣室 (男・女、シャワー室付き (温水有り))、便所 (男・女)、乾燥室、洗面台、ホール・談話室、階段、歩廊及び裏階段</p> <p>【2階】剣道場 1 面 342 m<sup>2</sup> (17.1m×20m)、上壇、倉庫、講師控室、更衣室 (男・女、シャワー室付き (温水有り))、便所 (男・女)、防具室、事務室、玄関、ホール、ポーチ、正面階段、歩廊及び裏階段</p> <p>【1階】中会議室 (サブ柔道場: 42 畳敷)、ホール・廊下・踏みみ、控室、便所 (男・女 (シャワー室併設) 及び身障者用)、湯沸室、玄関、倉庫、控室、小会議室 (1)・(2)、機械室、大会議室 (※鳥取県に対して行政財産の使用許可をしている。) 及び門扉</p> <p>※敷地は、鳥取県から借り受けている。</p> <p>※駐車場については、武道館が鳥取県から移管された際に鳥取県西部総合事務所駐車場の一部を使用することができるよう県と合意しており、現在も使用している。</p>
ク 施設の現状	<p>平成 12 年 10 月、県立武道館設置に伴い市が県から譲り受け、市営武道館として開設した。市中心部に位置し交通至便なため、日常練習の道場として市内外の利用者が多い。また、市主催の剣道教室及び柔道教室 (競技団体委託) の会場となっている。</p> <p>利用者の武術・流派は、剣道、柔道、空手道、合気道等多岐にわたっている。1 階大会議室に、鳥取県警察「西部少年サポートセンター」が入居している。</p>
ケ 施設の運営状況 (令和 6 年度) の概要	<p>(ア) 使用許可件数 929 件</p> <p>(イ) 利用者数 25,710 人</p> <p>(ウ) 使用料収入額 582,500 円</p> <p>※別添の「令和 6 年度指定管理対象施設運営状況」参照</p>

## (11) 米子市淀江体育館

ア 名称	米子市淀江体育館
イ 所在地	米子市淀江町西原 805 番地
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部 2 階建て
エ 敷地面積	4,100 m <sup>2</sup>

オ 建築面積	延べ3,227 m <sup>2</sup> (1階2,671.02 m <sup>2</sup> 、2階555.98 m <sup>2</sup> )	
カ 開館日	昭和59年4月1日	
キ 主な施設内容	1階	【アリーナ】1,360 m <sup>2</sup> (バレーボール2面、バスケットボール2面、テニス2面、バドミントン8面)、ステージ78.08 m <sup>2</sup> 、トレーニング室(スペースのみ)198 m <sup>2</sup> 、幼児室22.84 m <sup>2</sup> 、会議室107.63 m <sup>2</sup> 冷暖房設備あり、シャワー室・ロッカー室72.78 m <sup>2</sup> (男女各36.39 m <sup>2</sup> )、玄関ホール・ロビー(談話コーナー)188.66 m <sup>2</sup> 、相談室・事務室73.68 m <sup>2</sup> 、器具庫112.10 m <sup>2</sup> 、便所57.94 m <sup>2</sup> 、物入れ103.73 m <sup>2</sup> 、機械室53.15 m <sup>2</sup> 、照明設備(一式)及び音響設備(一式)【浄化槽】 【駐車場】40台
	2階	【ギャラリー】271.19 m <sup>2</sup> 【ホール】203.40 m <sup>2</sup> 【観覧席】
ク 施設の現状	地元地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。	
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の概要	(ア) 使用許可件数 1,870件 (イ) 利用者数 35,358人 (ウ) 使用料収入額 1,859,353円 (エ) 自主事業 ZUMBA、ベーシックピラティス ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照	

(12) 米子市営淀江球場

ア 名称	米子市営淀江球場
イ 所在地	米子市淀江町西原822番地1
ウ 構造	内野スタンド(鉄筋コンクリート造2階建て) スコアボード(鉄骨造3階建て)
エ 敷地面積	15,220 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	メインスタンド・管理棟・ダッグアウト 463.24 m <sup>2</sup>
カ 開館日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	【グラウンド】土 面積12,300 m <sup>2</sup> 、両翼92m、中堅120m、観覧席収容人員:メインスタンド 鉄筋コンクリート(400人、内野600人、計1,000人)、管理棟、便所(男・女)、バックネット、スコアボード及びバックスクリーン、【駐車場】60台【臨時駐車場】60台
ク 施設の現状	米子市淀江球場は、市民のための野球、ソフトボール等の活動拠点として、多くの市民及び地元競技団体に活用されている。夜間照明施設として、マルチハロゲン72灯、ナトリウム36灯、照明塔6基が設置されているが、動作不良に伴い令和5年の中途から稼働を停止しており、当面の間再開の予定はない。

ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 114 件 (イ) 利用者数 6,123 人 (ウ) 使用料収入額 768,580 円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	---

(13) 米子市営淀江庭球場

ア 名称	米子市営淀江庭球場
イ 所在地	米子市淀江町西原 897 番地
ウ 構造	
エ 敷地面積	3,780 m <sup>2</sup>
オ 開場日	昭和57年12月15日(設置条例施行日)
カ 主な施設内容	【コート】クレー 4面、壁打ち 1面、観覧席 350人及びフェンス 【駐車場】40台
キ 施設の現状	米子市営淀江庭球場は、市民のためのテニス及びソフトテニスの活動拠点として、地元の中学生を始めとする市民に活用されている。
ク 施設の運営状況 (令和6年度)の概要	(ア) 使用許可件数 404 件 (イ) 利用者数 3,334 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

(14) 米子市営淀江スポーツ広場

ア 名称	米子市営淀江スポーツ広場
イ 所在地	米子市淀江町西原 789 番地
ウ 構造	管理棟(鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	グラウンド部分 15,400 m <sup>2</sup> 、管理棟部分 700 m <sup>2</sup>
オ 開場日	昭和58年7月11日
カ 主な施設内容	【多目的グラウンド】面積約 14,000 m <sup>2</sup> 、夜間照明施設(マルチハロゲン 80 灯)、バックネット固定 2 基・可動式 1 基、サッカーゴール 2 組【管理棟】男女トイレ及び倉庫【浄化槽】【外構フェンス】【時計棟】【駐車場】100 台
キ 施設の現状	米子市営淀江スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、サッカー等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用されている。

ク 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 353件 (イ) 利用者数 7,364人 (ウ) 使用料収入額 201,300円 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照
-----------------------------	--

※なお、上記(11)から(14)までの施設の共用の施設として、照明塔、連絡道路(幅員3m×延長420m)1,250㎡、庭園1,200㎡、広場計4か所、延べ4,480㎡、修景施設(法面、植栽等)、球場外構造物等合計27,240㎡、公園ゲート(淀江運動公園と標記)がある。なお、公園内の道路は市道であるが、主に(11)から(14)までの施設の利用者が通行するため、指定管理者がその清掃業務を行うものとする。また、体育施設等配置図に記載の淀江沈砂池138.8㎡(淀江児童館付近)及び淀江運動公園から淀江沈砂池に繋がる小路の、沈砂排出等の管理を行うものとする。

※(11)から(14)までの各施設に附属している駐車場(計5か所、延べ4,350㎡)は、これらの施設の共用施設として使用している。

(15) 米子市営日野川運動公園(日野川桜つつみ公園を含む。)

ア 名称	米子市営日野川運動公園(日野川桜つつみ公園を含む。)
イ 所在地	米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内
ウ 構造	便所(鉄筋コンクリート造平屋建て)、便所:福生中学校横(鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	81,792㎡
オ 建築面積	26.01㎡(便所)、18.50(便所:福生中学校横)
カ 開場時期	昭和49年5月
キ 主な施設内容	野球グラウンド7面(うち少年野球場2面)(50,800㎡)、サッカー・ラグビー場2面(22,200㎡)、バックネット7面、ラグビーポール1対、サッカーゴール2対、多目的広場、駐車場(おおむね300台)等
ク 施設の現状	米子市営日野川運動公園は、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主にグラウンドの芝生管理を指定管理者で行っている。敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。 また、少年野球場のうち1面は民間団体によりドッグランとして運用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和6年度)の 概要	(ア) 使用許可件数 917件 (イ) 利用者数 18,224人 ※別添の「令和6年度指定管理対象施設運営状況」参照

## (16) 米子市営大和公園運動広場

ア 名称	米子市営大和公園運動広場
イ 所在地	米子市淀江町中間 1154 番地 1
ウ 構造	屋外トイレ（鉄筋コンクリート造平屋建て） 東屋（木造平屋建て）
エ 敷地面積	10,750 m <sup>2</sup>
オ 建築面積	平成 6 年 10 月 28 日
カ 主な施設内容	【芝多目的グラウンド】面積 8,010 m <sup>2</sup> （200mトラック） 【付属施設】屋外トイレ、児童遊具、パーゴラ、ベンチ、東屋、 植栽及び照明塔（点灯なし）【駐車場】25 台
キ 施設の現状	都市公園（近隣公園）大和公園内に位置し、附属施設として遊 具、パーゴラ、ベンチ、東屋、屋外トイレ、駐車場等がある。 隣接の鳥取県西部広域行政管理組合白浜浄化場の緩衝施設とし て整備されたものであり、近隣住民の憩いの場として、また、町 内運動会、サッカー、グラウンドゴルフ等の活動拠点として、多 くの市民及び地元団体に活用されている。
ク 施設の運営状況 （令和 6 年度）の 概要	(ア) 使用許可件数 352 件 (イ) 利用者数 7,294 人 ※別添の「令和 6 年度指定管理対象施設運営状況」参照

## (17) 米子市河崎公園スポーツ広場

ア 名称	米子市営河崎公園スポーツ広場
イ 所在地	米子市河崎 3333 番地 1
ウ 構造	
エ 敷地面積	面積 9,477 m <sup>2</sup> （河崎公園としての総面積）
オ 開場日	平成 18 年 4 月 1 日
カ 主な施設内容	夜間照明施設（照明塔）及びバックネット固定 1 基
キ 施設の現状	米子市営河崎公園スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、 野球等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用さ れている。
ク 施設の運営状況 （令和 6 年度）の 概要	(ア) 使用許可件数 263 件 (イ) 利用者数 4,421 人 (ウ) 使用料収入額 236,640 円 ※別添の「令和 6 年度指定管理対象施設運営状況」参照

## (18) 河崎公園

ア 名称	河崎公園
イ 所在地	米子市河崎 3271 番地 10

ウ 構造	便所（くみ取式 プレハブ平屋建て）
エ 敷地面積 （建築面積）	9,477 m <sup>2</sup> （米子市河崎公園スポーツ広場を含む。） （便所：2 m <sup>2</sup> ）
オ 開場時期	昭和55年3月
カ 主な施設内容	園内灯、便所、滑り台、ブランコ4連、砂場等
キ 施設の現状	街区公園として供用を開始した本公園は、お年寄から子供までが利用している。

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）。ただし、米子市営武道館については、現在東山公園内に建設を進めている米子アリーナの供用開始に併せて閉鎖することとしており、米子アリーナの供用開始は公募時点において令和9年5月末を予定している。閉鎖以降の年度の収支予算については、閉鎖する時期が決定した後、市と指定管理者とで協議して定める。

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、経済部文化観光局長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、米子市淀江体育館には、職員のうちから、指定管理対象施設の統括責任者1人並びに公益財団法人日本スポーツ施設協会の認定する資格であるスポーツ施設管理士及びスポーツ施設運営士の資格を有する職員を置くものとする。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 市が主催する事業の企画及び実施

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、地区体育館等の使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。

### (6) その他の条件

ア 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている米子スポーツマネジメント共同事業体から事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、大会及び催事利用に関する年間利用調整会議の開催に当たっては、東山公園施設の指定管理者との連携協力に努めなければならない。

- ウ 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務の処理に当たり、指定管理対象施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- エ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- オ 各施設を、指定の期間内に建替え又は大規模改修工事などにより供用を一時的に休止する場合、当該供用を休止する期間が属する年度の収支予算については、当該建替え又は大規模改修工事などを実施する時期が決定した後、市と指定管理者とで協議して定めるものとする。
- カ 米子市営武道館には、職員を配置しないものとする。
- キ 市では体育施設の利用予約に際し、インターネット予約システム「とっとり施設予約サービス（サイト URL : <https://p-kashikan.jp/tottori/>）」による管理を行っているため、対応できる必要な体制を整備しなければならない。なお、令和9年度以降はシステムの見直しを行う場合がある。
- ク 淀江運動公園には淀江沈砂池が指定管理対象施設に含まれるため、指定管理者は、淀江沈砂池及び淀江運動公園から淀江沈砂池に繋がる小路の沈砂排出作業等、保守点検、補修及び清掃を行うものとする。
- ケ 指定管理者は本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。
- コ この募集要項で公募する「米子市地区体育館等及び米子市都市公園」の指定管理者となるものは、原則として、他の体育施設の指定管理者になることができないこととする。
- サ 東山公園施設の指定管理者となる米子新体育館整備等事業のPFI事業者の構成企業及び協力企業は、この募集要項で公募する「米子市地区体育館等及び米子市都市公園」の指定管理者となることができないこととする。